別表第六第三号の表船橋当直三級海技士（航海）試験の項中「一年三月以上」を「一年以上」に改め、同表三級海技士（航海）試験の項中「一年六月以上」を「一年三月以上」に改め、同項の次に次のように加える。

六級海技士（機関）試験又は内燃機関六級海技士（機関）試験	十二以上	総トン数五トン以上の船舶	八月以上	実習又は機関の運転	期間のうち、三月以内の期間に限り、工場における実習をもつて漁船による実習に代えることができる。

別表第六第三号の表機関当直三級海技士（機関）試験の項中「一年三月以上」を「一年以上」に改め、同表三級海技士（機関）試験又は内燃機関三級海技士（機関）試験の項中「一年六月以上」を「一年三月以上」に、「実習は」を「練習船による実習は」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十七号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十八条の二の規定に基づき、小型船舶操縦士試験機関に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日　国土交通大臣　太田　昭宏

小型船舶操縦士試験機関に関する省令（昭和四十九年運輸省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項の表名称の欄中「財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会（平成三年七月一日に財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会という名称で設立された法人をいう。以下この表において同じ。）」を「一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会」に改め、同表特定試験事務を行う事務所の所在地の欄中「財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会」を「一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

規　則

人事院は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）の施行に伴い、及び国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）等に基づき、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年四月一日　人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一―五九

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則

（人事院規則一―九の一部改正）

第一条　人事院規則一―九（沖縄の復帰に伴う国家公務員法等の適用の特別措置等）の一部を次のように改正する。

第九条中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に、「第二条第四号」を「第二条第二号」に改める。

（人事院規則一―二四の一部改正）

第二条　人事院規則一―二四（公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）の適用を受ける職員」を削る。

（人事院規則八―一二の一部改正）

第三条　人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一号ロ中「及び第二十二条」を削る。

（人事院規則九―八の一部改正）

第四条　人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第二号中「給与特例法適用職員等（国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）の適用を受ける者及び」及び「をいう。以下この号において同じ。）」を削り、「給与特例法適用職員等として」を「当該者として」に改める。

（人事院規則九―一七の一部改正）

第五条　人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十五の表森林管理局の項中「部長」を「部長　調査官」に改め、「

所長	課長 所長（人事院の定めるものに限る。） 調整官（人事院の定めるものに限る。） 副所長（人事院の定めるものに限る。）

」を「

四種（人事院が別に定める場合にあつては五種）	

」に改め、同表に次のように加える。

四種	
五種	

」

森林管理署	署長	三種
	次長	四種
	総括事務管理官（人事院の定めるものに限る。）	五種
森林管理署支署	支署長	四種
	総括事務管理官（人事院の定めるものに限る。）	五種

（人事院規則九―三〇の一部改正）

第六条　人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「山上作業手当（第二十条）」を「山上等作業手当（第二十条）」に改める。

第三条第一項第三号中「農林水産省地方農政局」の下に「、林野庁森林管理局」を加え、同項第五号中「又は」を「、林野庁森林管理局又は」に改める。

第四条第一項第三号中「農林水産省地方農政局」の下に「、林野庁森林管理局」を加える。